

**新庁舎搬送業委託
条件付き一般競争入札説明書**

平塚保健福祉事務所秦野センター

(令和8年8月5日入札公告分)

この入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものです。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則第 106 号）

このほか、入札に係る詳細な手続については「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」に定めるところによるものとします。

工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/index.html>

1 調達内容

- (1) 業務名
新庁舎搬送業務委託
- (2) 業務内容及び契約の条件等
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 8 年 12 月 15 日（火）まで
- (4) 履行場所
平塚保健福祉事務所秦野センター新旧両庁舎
搬出場所：旧庁舎（秦野市曾屋 2－9－9）
搬入場所：新庁舎（秦野市寿町 1－14）

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 神奈川県競争入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において、営業種目「運搬・保管の請負」かつ細目「事務室移転」に登録されている者であること。
- (2) 資格者名簿の種目において、A又はB等級に区分されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (6) 神奈川県内に本店・支店又は、営業所を有する者であること。
- (7) 営業希望地域として秦野市を登録している者であること。

- (8) 最近1年間の法人事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (9) 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納している者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律、国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (10) 労働保険加入事業所であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 257-0031

所在地 秦野市曾屋2-9-9

機関名 平塚保健福祉事務所秦野センター管理企画課 担当：大枝 靖生

電話番号 (0463)82-1428

ファックス番号 (0463)83-5872

4 入札参加希望者に求められる義務

入札参加希望者は、「かながわ電子入札共同システム」により、競争参加資格確認申請書受付締切日時までに、競争参加資格確認申請を行ってください。

確認申請の結果については、所定の期限までに「かながわ電子入札共同システム」による競争参加資格確認通知書により通知します。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者となりますので注意してください。

5 入札日程

(1) 競争参加資格確認申請書受付締切日時

令和8年8月18日（火）午後5時00分

(2) 質問受付期間

令和8年8月5日（水）から同月21日（金）

(3) 競争参加資格確認通知書発行日時

令和8年8月19日（水）午前9時00分から午後0時00分まで

(4) 入札書提出期間

令和8年8月28日（金）午前8時30分から同月31日（月）午後5時00分

(5) 開札予定日時

令和8年9月1日（火）午前9時30分

※ 開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

※ この入札で予定価格以内の入札がない場合は、次により再入札を実施する。

なお再入札の実施に当たっては、改札処理後に直ちに通知するものとし、その日程は、本説明書の記載にかかわらず、再入札通知書によるものとする。

(6) 再入札

ア 入札期間

令和8年9月1日（火）午前10時00分～同月3日（木）午後5時00分

イ 開札

令和8年9月4日（金）午前9時30分

6 落札候補者及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日を除く。）の午後5時00分までに7に掲げる提出書類を3の所属宛に持参又はファックスで送付してください。

入札参加資格を審査し、2の(8)から(10)に定める要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、くじ引きにより落札候補者の審査順位を決定の上、第1順位の落札候補者について審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、第2順位の落札候補者について同様に審査します。この審査の結果、その者の入札も無効とした場合は、順次、順位の高い落札候補者について同様に審査します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別紙「くじ引きの方法について」をご参照ください。

(3) 落札者決定通知

落札者決定通知は、6の(1)により落札者が決定した後に行います。

7 落札候補者が提出する書類

(1) 競争入札参加資格説明資料（別紙様式）

(2) (1)に表記した添付資料

(3) 2の(8)及び(9)を証明する「法人事業税納税証明書」並びに「消費税及び地方消費税納税証明書」等（いずれも書類提出日から起算して、前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

ア 法人事業税納税証明書等

(ア) 最近1年間の法人事業税納税証明書（本店分）

本店所在地の都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（未納税額が0で

ない場合にあっては地方税法に基づく猶予制度が適用されていると確認できるもの)を提出すること。

(イ) 最近1年間の法人事業税納税証明書(受任者分)

神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)に受任者を置いている者は、受任者営業所等所在地(以下「受任地」という。)の都道府県が発行する法人事業税の納税証明書(未納税額が0でない場合にあっては地方税法に基づく猶予制度が適用されていると確認できるもの)を提出すること。

なお、受任地所在地と本店所在地が同じ都道府県の場合は、本店分の納税証明書と兼ねることができます。

(ウ) 最近1年間の法人事業税納税証明書(県内支店又は営業所分)

神奈川県の県税事務所が発行する法人事業税の納税証明書(未納税額が0でない場合にあっては備考欄に徴収猶予の記載があるもの又は徴収猶予承認書)を提出すること。

なお、県内に本店がある場合、県外に本店があり県内に支店又は営業所がない場合及び受任地分((イ))と重複する場合は提出の必要はありません。

イ 消費税及び地方消費税納税証明書等

本店所在地を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税にかかる次のいずれかの証明書又は通知書(写し可)を提出すること。

○納税証明書(その3 未納税額のない証明用)

○納税証明書(その3の3 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用)

○納税証明書(その1 納税額等証明用)で未納税額0のもの、又は未納税額が0でない場合は備考欄に納税の猶予中である旨の記載があるもの)

○納税の猶予許可通知書(猶予期間を過ぎていないもの)

○換価の猶予許可通知書(猶予期間を過ぎていないもの)

8 その他

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 調達に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札

イ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた

場合の入札

(4) 入札する金額

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額としてください。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえて積算してください。

なお、入札金額の100分の110 に相当する金額をもって申込みがあったものとし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(5) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、辞退届を入札書受付締切日時までに3の所属に提出してください。

(6) 案件についての質問及び回答

仕様等について質問等がある場合は、説明要求機能を使用して行うこととします。

入札説明書説明請求期限までは仕様等に関する質問及び回答が発生する場合がありますので、入札参加者は入札前に必ず説明要求機能を使用して内容を確認した上、入札してください。

(7) 疑義申立て

入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、3に記載する所属に対し、説明を求めることが出来ます。

(8) 内訳書の提出

落札者は速やかに任意様式の内訳書を3の所属あて持参又は郵送により提出してください。

(9) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執った上、各自その1通を保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成した上で各自その1通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。「電子契約の導入について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

別添契約書（案）のとおり

エ 契約を締結する所属の名称及び所在地

郵便番号 257-0031

所在地 秦野市曾屋2-9-9

機関名 平塚保健福祉事務所秦野センター管理企画課 担当：大枝 靖生
電話番号 (0463)82-1428

(10) 業者調査への協力

県では、契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第 18 条 発注者又は神奈川県知事が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は神奈川県知事は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があつた場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から 6 会計年度の間は、同様とする。

(11) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

(別紙様式)

入札説明書 2 の(10)に定める入札参加資格

労働保険番号		
雇用保険事業所番号		
保険関係成立年月日	労災保険	
	雇用保険	

くじ引きの方法について

- 1 同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の審査順位を決定し、その順位に従って審査を行います。

なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋をご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル）抜粋

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ① 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。

（くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします）

- ② くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

（例） $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

注

- ③ 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝落札者」とします。

※ 同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（実線枠内）に 2 を加算した数と「順位番号」が一致する業者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した数と「順位番号」が一致する業者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。

第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。

なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。